

『みんなの相談室』

相談場所：ふれあいの郷 相談室

相談料：無料

相談される日時をご確認いただき、ご予約をお願いします（予約優先）。当日でも空き時間があれば、相談できます。秘密は厳守します。

予約・問い合わせ

飛島村社会福祉協議会

電話 52-4334

受付時間 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

心配ごと相談

相談日

令和6年5月20日（月）、7月19日（金）

9月19日（木）11月19日（火）

令和7年1月20日（月）、3月19日（水）

相談時間

午後1時から4時

相談できる方

飛島村にお住いの方



※持参していただくと
便利な資料等について
は裏面をご覧ください。

結婚相談

結婚希望者
登録募集中!

相談日

令和6年4月10日（水）、5月8日（水）
6月12日（水）、7月10日（水）
8月14日（水）、9月11日（水）
10月9日（水）、11月13日（水）
12月11日（水）

令和7年1月8日（水）、2月12日（水）
3月12日（水）

相談時間

午後1時から午後4時

相談できる方

20歳以上の独身で、①または②に該当、
且つ③の方
①飛島村に住所があり、飛島村に住んでいる方
②飛島村内の企業、事業所等に勤務する方
③結婚後、飛島村に定住する意思のある方
※良縁を願うご家族の方も相談できます。



弁護士による 無料法律相談

相談日

令和6年4月26日（金）、5月27日（月）
6月26日（水）、7月26日（金）
8月26日（月）、9月26日（木）
10月28日（月）、11月26日（火）
12月26日（木）

令和7年1月27日（月）、2月26日（水）
3月26日（水）

相談時間

- ①午後1時から午後1時45分
- ②午後1時45分から午後2時30分
- ③午後2時30分から午後3時15分
- ④午後3時15分から午後4時

相談できる方

飛島村にお住いの方



弁護士による無料法律相談にお越しいただくにあたって

特別な準備の必要はありませんが、1回につき45分という限られた相談時間です。よりスムーズに相談できるように相談したいことの経緯や経過をメモなどに記載の上、ご来所いただくことをおすすめしております。

相談内容に応じて、**持参していただく**と**便利な資料**（例）を下記にまとめましたので、ご参考にしてください。資料がなくても相談は可能です。

相談の種類…持参していただく便利な資料（例）

相続相談…親族の関係図、戸籍謄本、亡くなった方の財産一覧、遺言書など

金銭相談…借用書、請求書、領収書、借入先や借入金額が分かるものなど

離婚相談…戸籍謄本など

交通事故相談…交通事故証明書、診断書、修理見積書、相手方からの提出書類、治療費明細書（入通院日数、治療費や通院費のメモ等）、事故前の収入を証明するもの（給料明細書、休業損害請求書、源泉徴収票、確定申告の写し）など

労働相談…給与明細、雇用通知、解雇通知、就業規則など

境界問題…不動産登記簿謄本、付近の写真、測量図など

不動産売買相談…売買契約書、不動産登記簿謄本、代金の領収書など

不動産賃貸借相談…建物（土地）賃貸借契約書、預貯金通帳、賃料の催告書など

日照権相談…付近の地図、近隣の写真建築計画（建築主側から交付されていれば）住民への説明書、日影図など

商取引相談…請求書、納品書、売掛金台帳、手形、小切手、取引基本契約書など

※このほか、相手方（又はその代理人）から通知書などの書面が届いたような場合であれば、その書面を持参ください。訴訟の提起を受けた場合なら、訴状・呼出状が必要です。

※「不動産登記簿謄本」「公図」は、地番がわかっている場合は管轄の法務局にて取得可能です。

●相談者の方へ●

相談内容の無断録音は厳にお断りします。なお、筆記が困難等の理由により、録音を希望される方は、担当の弁護士に当日ご相談ください。ただし、相談担当弁護士の判断により、録音できない場合もありますのでご了承ください。

予約した時間に遅れますと、場合によっては相談が受けられなくなることがあります。

